

第1章 はじめに

1 計画の策定趣旨

平成 23 年に発生した東日本大震災の経験を通じ、不測の事態に対する我が国の社会経済システムの脆弱さが明らかとなり、今後想定される首都直下型地震や南海トラフ地震等の大規模自然災害への備えが国家的な重要課題として認知されることとなった。

訓子府町においては、標高 120m を超えているため津波の心配はなく、また、過去に建築物倒壊等の被害が発生したような大地震の記録がなく、比較的地震の少ないまちである。しかしながら、台風による豪雨災害のほか、冬型の気圧配置による大雪等の自然災害により、普通河川の越水や農作地の冠水、交通障害といった町民の生命・生活にかかわる重大な被害を経験してきた。

こうした中、国においては、平成 25 年 12 月に、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下、「基本法」という。）が施行され、平成 26 年 6 月には、基本法に基づき「国土強靱化基本計画」（以下、「基本計画」という。）が閣議決定され、北海道においても、高い確率で発生が想定されている日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震をはじめ、火山噴火や豪雨・豪雪などの自然災害リスクに対する取組を進め、北海道の強靱化を図るための地域計画として、「北海道強靱化計画」を平成 27 年 3 月に策定され、国の基本方針の見直しを踏まえて令和 2 年 3 月改定するなど、今後の大規模自然災害等に備え、事前防災及び減災に係る施策を総合的に推進するための枠組みが順次整備されてきた。

この間、訓子府町においても、東日本大震災や平成 28 年豪雨災害等の教訓を踏まえ、「訓子府町地域防災計画」及び「訓子府町水防計画」の見直しをはじめ、防災・減災のための取組を強化してきたところである。

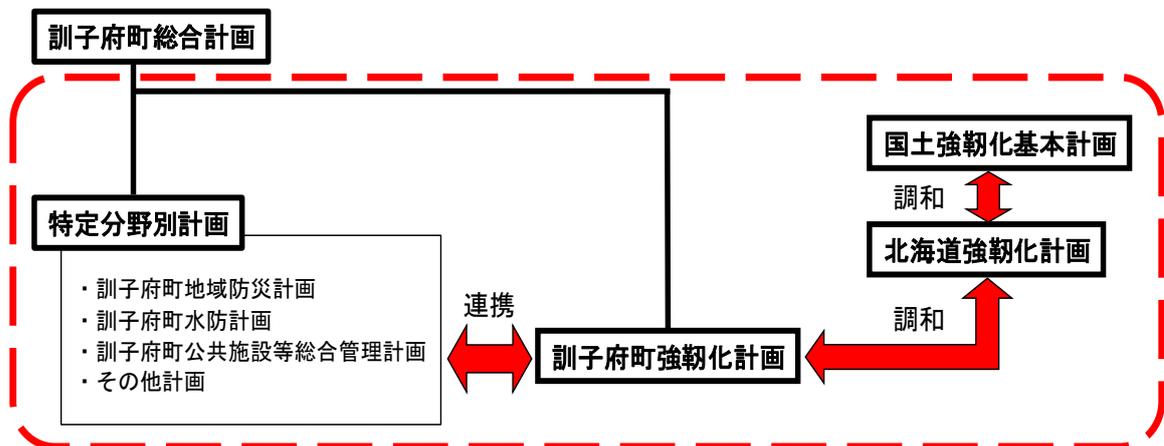
本町における自然災害に対する脆弱さを見つめ直し、訓子府町の強靱化を図ることは、今後想定される大規模自然災害から町民の生命・財産を守り、本町の持続的な成長を実現させるために必要であるのみならず、国・北海全体の強靱化を進める上でも不可欠な課題であり、国、北海道、民間事業者、町民等の総力を結集し、これまでの取組を更に加速していかなければならない。

こうした基本認識のもと、北海道強靱化計画に調和した取組を進めるためにも、訓子府町における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、令和 2 年 3 月に「訓子府町強靱化計画」を策定した。

今回、本町においても国の強靱化予算の重点化等に対応するため、内容を一部修正するものである。

2 計画の位置付け

本計画は、基本法第 13 条に基づく国土強靱化地域計画として策定するものあり、国土強靱化に関係する部分について地方公共団体における様々な分野の計画等の指針となるものと位置づけられている。このため、訓子府町の第 6 次総合計画や他の分野別計画と連携しながら、重点的・分野横断的に推進する計画として、防災計画や産業、医療、エネルギー、まちづくり、交通等の国土強靱化に関連する部分の施策と連携しながら、長期的な視点に立って一体的に推進する。



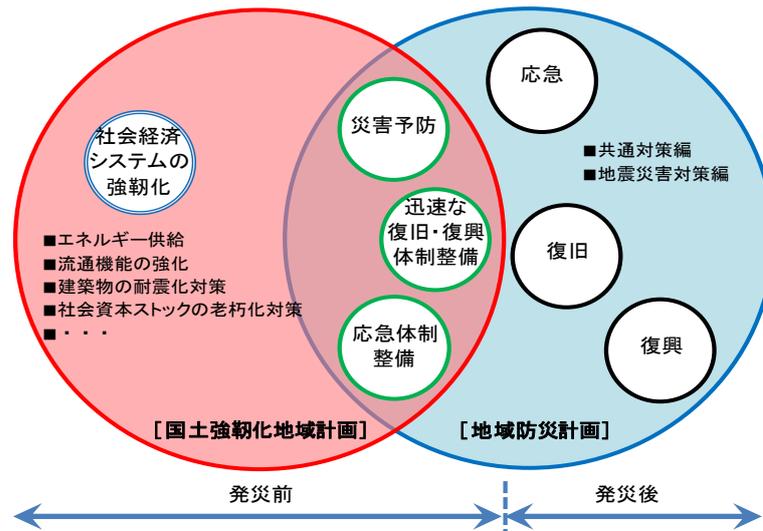
3 地域防災計画と強靱化計画

国土強靱化地域計画

あらゆる大規模自然災害等に備えるため、「事前防災・減災」と「迅速な復旧・復興」に資する施策を、まちづくり政策や、産業政策も含めた総合的な取組としてとりまとめるもの

地域防災計画

地震や洪水などの「リスク」を特定し、そのリスクに対する対応を取りまとめたもの



4 計画期間

計画期間は、「国土強靱化基本計画」及び「北海道強靱化計画」と同様、5年間とする。本町の計画期間は令和2年度から令和6年度とするが、国や北海道における強靱化の状況、また、社会情勢の変化に応じた施策の推進が必要となることから、期間中においても随時見直しを行うことができるものとする。

第2章 訓子府町強靱化計画の基本的な考え方

本章では、訓子府町強靱化計画の策定に係る基本的な考え方を示すとともに、本町の強靱化に向けた基本目標を設定する。

基本目標の設定にあたっては、「訓子府町の概況」、「過去の災害」の視点から検討する。

1 訓子府町の概況

本町は、北海道の東北部オホーツク総合振興局管内の南西に位置し、常呂川をはさむ内陸地帯にあり、東は北見市、西は置戸町、南は北見山脈の一分派釧北山脈をもって陸別町及び津別町、北は北見市相内と境界を接しており、東西 12 km、南北 16 kmにおよび、面積は 190.95 km²で、オホーツク総合振興局管内面積の 2%にあたる。

本町の地勢は、一つの山脈と段丘波状地帯及び高丘地帯、一部平野とに区分され、西から東へ 1/250 の勾配をもって傾斜している。北見山脈の一分派である釧北山脈とこれに属する段丘地帯は、南西に起伏し、北には北見市相内に接する広大な高丘平坦地が横たわり、更に町の中央を東流する常呂川の両岸には帯状に沿ってなだらかに北見平野に延びている。町の南端を西から東に走る釧北山脈は、置戸町・陸別町の境界にあたる海拔 642.4m の山が最高峰、他には 600～500m 級で郡界をなしており、この山脈からケトナイ川・ポンケトナイ川・シルコマベツ川・オシマ川・オロムシ川等が源を発生し、常呂川に注いでいる。常呂川は、常呂郡における主要河川で、源を置戸町三国山脈に発生し、置戸町を経て本町に臨み北見市の領域に入り、北見市端野町を過ぎ、北見市常呂町に至りオホーツク海に注いでいる。北部を東流する訓子府川は、北見山脈に源を発生し、置戸町を経て本町に入り、北見市で常呂川に注いでいる。

気象条件は、気温差の甚だしい内陸性気候を示し、降水量は年間約 800 mm で農耕期間は 450～500 mm に過ぎないが、寒冷なオホーツク寒気団の停滞により冷涼となり冷害を受ける頻度が高い。しかし、一般には気候の差が著しく、夏季高温で 7 月～8 月上旬にかけ 35℃ を超えることがある。初霜は 10 月上旬、遅霜は 5 月下旬で無霜期間は、130～140 日に過ぎない。積雪期間は 12 月上旬から 4 月上旬までの 120～140 日間で、最深積雪量は、平均 60～80 cm と比較的少ないが、最低気温は -30℃ を超えることがある寒冷地である。

2 過去の災害

(1) 地震災害

本町での過去 30 年間に於いて、平成 15 年の十勝沖地震で震度 5 弱を観測し、町道 1 路線が隆起・沈下により崩壊し通行止めとなったほか、農地では液状化現象が発生した災害が最大である。平成 25 年の十勝地方南部地震で震度 4 を観測した以外は、それ以外の地震による震度は 3 以下であり、大きな被害が発生した記録は残っていない。

本町区域内においては、活断層は報告されていないが、近辺では、近年発生してはいないが、屈斜路湖周辺の屈斜路カルデラがある。また、海溝型地震では、今後 30 年以内に M 8 程度の地震が発生する確率は根室沖で 80% と非常に高い状況である。

さらに、管内以外での地震によって、ライフラインの要である電力が供給できず、北海道全域でブラックアウトとなってしまった平成 30 年 9 月 6 日の胆振東部地震のような例もある。

道路の崩壊



(2) 火山災害

本町は、昭和 37 年 6 月 29 日の十勝岳噴火の際、翌 30 日には降灰を確認し農作物の被害が発生した。しかしその後の災害はなく、十勝岳も平成 27 年 2 月にレベル 2（火口周辺規制）からレベル 1（平常）に引き下げられて現在に至っているが、降灰リスクは検討しておく必要がある。

(3) 豪雨災害

昭和 58 年 7 月の集中豪雨により、道路の決壊 47 箇所、河川の護岸破損・河岸決壊 6 箇所の被害を受けた。また、平成 10 年 8 月の集中豪雨及び 9 月の台風 5 号により、床下浸水や土木被害が発生した。平成 18 年 8 月の集中豪雨では、床下浸水や土木被害が発生した。近年では、平成 28 年 8 月 19 日から 23 日にかけて、北海道に停滞していた前線により断続的に降雨が続くなか、台風 11 号の上陸により、道路決壊 2 箇所、河川の護岸破損・河岸決壊 5 箇所の被害が発生した。令和 4 年度には 6、7 月に 4 度のゲリラ豪雨により土木・農業災害が発生した。

【過去の主な豪雨災害】

発生日月日	被害状況
昭和 58 年 7 月 23 日～24 日	道路決壊 47 箇所、河岸決壊 6 箇所など 被害総額 95,000 千円
平成 10 年 8 月 28 日～30 日、 9 月 15 日～17 日	床下浸水 3 棟、護岸破損・河岸決壊など 被害総額 1,088,000 千円
平成 18 年 8 月 17 日～19 日	床下浸水 3 棟、護岸破損等土木被害 58 箇所 など 被害総額 830,000 千円
平成 28 年 8 月 19 日～23 日	道路決壊 2 箇所、護岸破損等土木被害 26 箇所 など
令和 4 年 6 月 18 日 19 日、 7 月 3 日、19 日	護岸破損等土木被害 116 箇所など

住宅地浸水時の状況



道路決壊時の状況



(4) 大雪災害

平成 16 年 1 月 14 日から 16 日にかけての爆弾低気圧により暴風雪となり、直近の北見観測所では観測史上最大となる最深積雪量 171 cm となった。道路網が寸断し、全ての町道が通行可能となったのは 3 日後であった。D 型ハウス 13 棟が倒壊、民家 3 棟が破損する被害に遭った。また、平成 26 年 12 月には暴風雪により直近の北見観測所では観測史上最大となる日最大降雪量 75 cm となり、道道が通行止めとなり、町内外の帰宅困難者 7 名が臨時避難所で宿泊することとなった。

また、オホーツク管内では、平成 24 年 12 月 8 日、前線を伴った低気圧が北海道の南岸を通過し、国道の通行止めが発生した。また、平成 25 年 3 月 2 日には、低気圧が急速に発達しながら北海道付近を通過し、その後、強い冬型の気圧配置となり、暴風雪となったことから、北見市、網走市、湧別町では視界不良による帰宅困難者 3 名が凍死するという被害が発生した。

【過去の主な大雪災害】

訓子府町

発生年月日	被害状況
平成 16 年 1 月 14 日～16 日	北見観測所で最深積雪量 171 cm（観測史上最大）を記録、D 型ハウス 13 棟倒壊、ビニルハウス 19 棟倒壊、民家 3 棟破損
平成 26 年 12 月 16 日～18 日	北見観測所で日最大降雪量 75 cm（観測史上最大）を記録、道道通行止め、帰宅困難者 7 名が避難所で宿泊

オホーツク管内

発生年月日	被害状況
平成 24 年 12 月 8 日～10 日	管内全域で交通障害、鉄道 145 本運休、航空欠航 12 便、国道 4 路線で通行止め
平成 25 年 3 月 2 日～3 日	北見市、網走市、湧別町など道東中心に 9 名死亡、管内全域で住宅損壊 3 棟、停電 3,041 世帯、国道 8 路線、道道 47 路線で通行止め

暴風雪による積雪状況



ホワイトアウト



3 訓子府町強靱化計画の基本目標

訓子府町強靱化の意義は、大規模自然災害から町民の生命・財産を守り、本町の重要な社会経済機能を維持することに加え、本町がもつポテンシャルとして、比較的災害が少ない地形での農業（食）という「強み」と交通アクセスの良さといった「優位性」を活かした他地域での被災時のバックアップ機能を強化し、国及び北海道全体の強靱化に積極的に貢献していくことにある。

また、本町の強靱化は、大規模自然災害への対応を見据えつつ、産業、交通、エネルギー、まちづくりなど幅広い分野における機能の強化を平時の段階から図ろうとする取組である。こうしたことから、人口減少対策や地域活性化など本町が直面する平時の政策課題にも有効に作用し、本町の持続的成長につながるものでなければならない。

訓子府町の強靱化は、こうした見地から、本町のみならず国家的な課題として、国、道、市町村、民間がもつ政策資源を結集し、総力を挙げて取り組む必要がある。以上の考え方を踏まえ、訓子府町強靱化を進めるに当たっては、国の基本計画に掲げる「人命の保護」、「国家及び社会の重要な機能の維持」、「国民の財産及び公共施設の被害の最小化」、「迅速な復旧復興」という4つの基本目標や、北海道強靱化計画に掲げる「生命・財産と社会経済システムを守る」「北海道の強みを活かし、国全体の強靱化に貢献する」「持続的成長を促進する」という3つの目標に配意しつつ、次の3つを訓子府町独自の目標として掲げ、「第6次訓子府町総合計画」の重点プロジェクトのひとつである「強いまちプロジェクト」の実現に向け、関連施策の推進に努めるものとする。

【訓子府町強靱化の目標】

- (1) 大規模自然災害から町民の生命・財産と訓子府町の社会経済システムを守る
- (2) 訓子府町の強みを活かし、国・北海道全体の強靱化に貢献する
- (3) 訓子府町の持続的成長を促進する



「強いまちプロジェクト」の実現

【参考】

国土強靱化基本計画基本目標（平成30年12月）

- ・ 人命の保護が最大限図られること
- ・ 国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ・ 国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ・ 迅速な復旧復興

北海道強靱化計画基本目標（令和2年3月修正）

- ・ 大規模自然災害から道民の生命・財産と北海道の社会経済システムを守る
- ・ 北海道の強みを活かし、国全体の強靱化に貢献する
- ・ 北海道の持続的成長を促進する

4 本計画の対象とするリスク

訓子府町強靱化の対象となるリスクは、自然災害のみならず、大規模事故など幅広い事象が想定され得るが、「北海道強靱化計画」が首都直下地震や南海トラフ地震など、広域な範囲に甚大な被害をもたらす大規模自然災害を対象としていることなども踏まえ、本計画においても大規模自然災害を対象とする。

また、大規模自然災害の範囲については、目標（1）に掲げる「町民の生命・財産と訓子府町の社会経済システムを守る」という観点から、訓子府町に甚大な被害をもたらすと想定される自然災害全般とし、さらに、目標（2）に掲げる「国・北海道全体の強靱化に貢献する」という

観点から、町外における大規模自然災害についても、訓子府町として対応すべきリスクの対象とする。

本計画で想定する主な自然災害リスクについて、過去の被害状況や発生確率、被害想定など災害事象ごとの概略を以下に提示する。

4-1 町内における主な自然災害リスク

(1) 地震・津波

本町は、北米プレート上に位置し、プレート境界の活断層は存在せず、直下型地震の発生頻度は低いといえる。しかしながら、北海道は入植してからおよそ 150 年程度しかないこともあり、活断層の存在については未だ不明な点が多い。そこで、比較的確度の高い箇所での地震について記述することとする。

なお、本町は、低いところで標高 120m 程度のため、津波被害については検討しないこととする。

○ 太平洋沖における海溝型地震

・根室沖における 30 年以内に M8.0 程度の地震発生確率は 80% 程度
(H31.2 地震調査研究推進本部 長期評価)

・最大クラスの津波が発生した場合、想定される沿岸最大水位は 34.6m
(H24 太平洋沿岸津波浸水予測図)

○ オホーツク海における海溝型地震

・網走沖における 30 年以内に M8.0 程度の地震発生確率は発表されていない

○ 過去の被害状況

・北海道南西沖地震（平成 5 年）

… M7.8、最大震度 6（推定）

最大遡上高 30m 以上、死者・行方不明者 229 人

・十勝沖地震（平成 15 年）

… M8.0、最大震度 6 弱、最大津波高 2.55m

死者・行方不明者 2 人

(2) 火山噴火

本町でも昭和 37 年 6 月 29 日の十勝岳噴火の際、翌 30 日には降灰を確認し農作物の被害が発生している。

○ 常時観測火山（9 火山） * 全国 47 火山

・雌阿寒岳、十勝岳、樽前山、有珠山、駒ヶ岳、アトサヌプリ、大雪山、恵山、具多楽

○ 過去の被害状況

- ・ 20 世紀以降、十勝岳、有珠山、駒ヶ岳で泥流や火砕流に伴う死者が発生している。
- ・ 平成 12 年の有珠山噴火では、避難者数 1.6 万人

(3) 豪雨／暴風雨／竜巻

本町では、過去に豪雨・暴風雨の被害が多くあり、平成 28 年 8 月 19 日から 23 日にかけて、北海道に停滞していた前線により断続的に降雨が続くなか、台風 11 号の上陸により、道路決壊 2 箇所、河川の護岸破損・河岸決壊 5 箇所の被害が発生するなど、自然災害の中では、回数・被害額等、最も被害を受ける項目である。

- 過去 30 年の台風接近数は、年平均 1.7 個（全国平均約 3 個）と比較的少ないが、これまでも昭和 56 年の低気圧前線と台風による大水害をはじめ、前線性降雨や台風による浸水被害等が道内各所で発生しており、また、近年においては、集中豪雨による局地的な災害が頻繁に発生し、平成 28 年度には、ひと月に 3 回の台風上陸など、予断を許さない状況となっている。

- 平成 3 年から平成 25 年の間に、70 の竜巻や突風によって、死傷者や住宅損壊などの被害が発生（平成 18 年、佐呂間町で発生した竜巻では、9 名の死者が発生）している。

(4) 豪雪／暴風雪

本町では、平成 16 年 1 月 14 日から 16 日の降雪では、北見観測所で最深積雪量 171 cm（観測史上最大）を記録し、D 型ハウス 13 棟倒壊、ビニルハウス 19 棟倒壊、民家 3 棟破損の被害が発生した。また、平成 26 年 12 月 16 日～18 日には、北見観測所で日最大降雪量 75 cm（観測史上最大）を記録し、町内の道道が通行止めとなり、帰宅困難者 7 名が避難所で宿泊を余儀なくされた。

- 寒冷多雪地域である北海道では、大雪や雪崩、吹雪による交通障害、家屋の倒壊、人的被害が頻繁に発生している。

- 平成 25 年には、道東を中心とした暴風雪により、9 名が亡くなっている。

4-2 町外における主な自然災害リスク

(1) 首都直下地震

- 発生確率…M7.3程度、30年以内に70%
- 被害想定…死者2.3万人、負傷者12.3万人、避難者720万人、
建物全壊61万棟、経済被害95.3兆円、
被害範囲1都8県

(2) 南海トラフ地震

- 発生確率…M8～9以上、30年以内に70～80%
- 被害想定…死者32.3万人、負傷者62.3万人、避難者950万人、
建物全壊238.6万棟、経済被害220兆円、
被災範囲40都府県（関東、北陸以西）

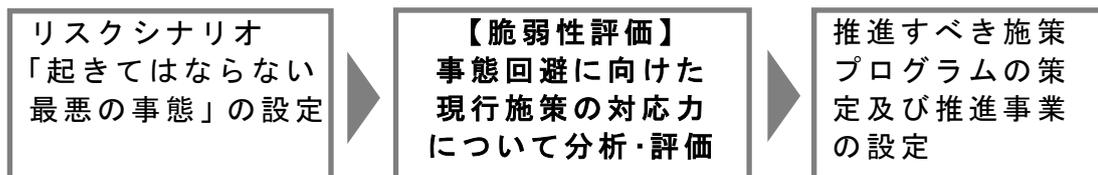
第3章 脆弱性評価

1 脆弱性評価の考え方

大規模自然災害等に対する脆弱性を分析・評価すること（以下、「脆弱性評価」という。）は、国土強靱化に関する施策を策定し、効果的、効率的に推進していく上で必要不可欠なプロセスであり（基本法第9条第5項）、国の基本計画や北海道強靱化計画においても、脆弱性評価の結果を踏まえた施策の推進方策が示されている。

訓子府町としても、本計画に掲げる訓子府町強靱化に関する施策の推進に必要な事項を明らかにするため、国が実施した評価手法や「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」等を参考に、以下の枠組みにより脆弱性評価を実施した。

【脆弱性評価を通じた施策検討の流れ】



【脆弱性評価において想定するリスク】

- ・ 過去に町内で発生した自然災害による被害状況、各種災害に係る発生確率や被害想定等を踏まえ、今後、訓子府町に甚大な被害をもたらすと想定される自然災害全般をリスクの対象として、評価を実施
- ・ また、国土強靱化への貢献という観点から、町内の大規模自然災害に加え、首都直下地震や南海トラフ地震など町外における大規模自然災害のリスク低減に向けた訓子府町の対応力についても、併せて評価

2 リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」の設定

国の基本計画や北海道強靱化計画で設定されている「事前に備えるべき目標」、及び「起きてはならない最悪の事態」をもとに、積雪寒冷など訓子府町の地域特性等を踏まえるとともに、施策の重複などを勘案し、「最悪の事態」区分の整理・統合・絞り込み等を行い、訓子府町の脆弱性評価の前提となるリスクシナリオとして、7つのカテゴリーと19の「起きてはならない最悪の事態」を設定した。

【リスクシナリオ 19の「起きてはならない最悪の事態」】

カテゴリー		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）
1	人命の保護	1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災、異常気象に伴う死傷者の発生
		1-2 火山噴火・土砂災害による多数の死傷者の発生
		1-3 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水
		1-4 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生
		1-5 積雪寒冷を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大
		1-6 情報伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大
2	救助・救急活動等の迅速な実施	2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
		2-2 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞
		2-3 被災地における医療・福祉機能等の麻痺
3	行政機能の確保	3-1 町内外における行政機能の大幅な低下
4	ライフラインの確保	4-1 エネルギー供給の停止
		4-2 食料の安定供給の停滞
		4-3 上下水道等の長期間にわたる機能停止
		4-4 町外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止
5	経済活動の機能維持	5-1 サプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞
		5-2 道内外における物流機能等の大幅な低下
6	二次災害の抑制	6-1 農地・森林等の荒廃による被害の拡大
7	迅速な復旧・復興等	7-1 災害廃棄物の処理の停滞による復旧・復興の大幅な遅れ
		7-2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足

3 評価の実施手順

前項で定めた 19 の「起きてはならない最悪の事態」ごとに、関連する現行の施策の推進状況や課題等を整理し、事態の回避に向けた現行施策の対応力について、分析・評価を行った。

分析に当たっては、施策の進捗度や達成度を定量的に把握するため、現状の数値データを収集し、参考指標として活用した。

4 評価結果

評価結果は【別表 1】「訓子府町強靱化に関する脆弱性評価」のとおり。

第4章 強靱化のための施策プログラム

1 施策プログラム策定の考え方

第3章に示した脆弱性評価の結果を踏まえ、訓子府町における強靱化施策の取組方針を示す「訓子府町強靱化のための施策プログラム」を策定する。

施策プログラムは、脆弱性評価において設定した「起きてはならない最悪の事態」を回避するため、本町のみならず国、道、民間それぞれの取組主体が適切な役割分担と連携のもとで行う。

また、取り組むべきリスク回避のために、施設の整備・耐震化、代替施設の確保等の「ハード対策」のみではなく、情報・訓練・防災教育をはじめとした「ソフト対策」を組み合わせ、19の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」ごとに取りまとめる。

2 施策推進の指標となる目標値の設定

施策推進に当たり、個別施策の進捗や実績を定量的に把握するため、可能な限り数値目標を設定する。

なお、本計画に掲載する目標値については、施策推進のための財源措置等が担保されていないことに加え、北海道や国が推進主体となる施策も数多くあることなどから、経年的な事業量等を積み上げた精緻な指標ではなく、施策推進に関わる国、道、市町村、民間等の各関係者が共有する「努力目標」と位置づける。

また、計画策定後の状況変化等に機動的に対応するため、計画期間中においても、必要に応じ目標値の見直しや新たな設定を行う。

3 施策の重点化（重点化すべき施策項目の設定）

施策推進に必要な財源の制約があることから、本計画の実効性を確保するため、優先順位を考慮した施策の重点化を図る必要がある。

訓子府町の第6次総合計画で掲げる「みんなが快適に暮らせる「基盤」を整えるまちづくり」、「みんなの「安全・安心」を支えるまちづくり」という基本目標及び重点プロジェクトのひとつである「まちの基盤や地域防災力を強化する」の実現を図るとともに、訓子府町の強靱化を北海道・国の強靱化へとつなげるため、重点プロジェクトの方向に沿った取組や、

「北海道強靱化計画」で示された重点化項目と調和を図りながら、緊急性や優先度を総合的に判断し、32の重点化すべき施策項目を設定した。

4 推進事業の設定

施策推進に必要な各事業のうち、訓子府町が主体となって実施する事業を設定し、個別の箇所・地区等については【別表2】「訓子府町強靱化のための推進事業一覧」に整理する。

また、計画策定後の状況変化等に機動的に対応するため、計画期間中においても、必要に応じ推進事業の見直しや新たな設定を行う。

【訓子府町強靱化のための施策プログラム一覧】

- ・脆弱性評価において設定した 19 の「起きてはならない最悪の事態」ごとに、事態回避に向け推進する施策プログラムを策定し掲載
- ・重点化すべき施策項目については、各施策項目の末尾に「重点」と記載
- ・施策プログラムは複数の「最悪の事態」に対応するものも多くあるが、最も関わりのある「最悪の事態」に掲載することとし、再掲はしていない
- ・国・北海道の事業については、それぞれ【国】・【道】と末尾に記載

1. 人命の保護

1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災、異常気象に伴う死傷者の発生

(住宅・建築物等の耐震化) 重点

- 「訓子府町耐震改修促進計画」に定める住宅や建築物の耐震化目標の達成に向け、耐震改修に関する支援制度の運用の改善など、関係機関が連携したきめ細かな対策を実施する。
- 新たに耐震診断が義務づけられたホテルや旅館等の民間の大規模建築物に対し、耐震診断や改修等に係る支援の充実を図り、耐震化を促進する。
- 小中学校、医療施設、社会福祉施設、社会体育施設、都市公園など、多くの住民等が利用する公共施設について、各施設管理者による耐震化を促進する。

(建築物等の老朽化対策) 重点

- 公共建築物の老朽化対策については、各施設管理者が策定する「インフラ長寿命化計画」等に沿って、計画的な維持管理や施設の更新を実施する。

(避難場所等の指定・整備) 重点

- 災害の種類や状況に応じた安全な避難場所の確保を図るため、災害対策基本法に基づく指定緊急避難場所及び指定避難所の指定を促進する。
- 高齢者、障がい者等の要配慮者の安全確保を図るため、社会福祉施設等を活用した福祉避難所の指定を促進する。
- 災害時の避難場所として活用される公共建築物や都市公園、備蓄倉庫等について、耐震改修なども含め地域の実情に応じた施設整備を計画的に促進する。

- 近年の気温上昇に伴い、指定避難場所にも指定されている小学校、中学校、認定こども園、農業交流センターにおいて、安全な避難場所の確保と、平常時における児童・生徒の生命の保護を目的として、空冷設備の拡充を計画的に推進する。

(緊急輸送道路等の整備) 重点

- 救急救援活動等に必要な緊急輸送道路や避難路について、市街地における沿道建築物の耐震化や無電柱化を含め、計画的な整備を推進する。

(地盤等の情報共有)

- 強震動予測や軟弱地盤の把握に必要な地盤情報の調査研究及び関係機関が所有する地盤情報の収集、一般向けの公開を視野に入れたデータベース化を推進する。

《指 標》

住宅の耐震化率	約 80% (R1)	・	90% (R6)
多数の者が利用する建築物の耐震化率	約 100% (R1)	・	100%を維持
社会福祉施設の耐震化率	約 100% (R1)	・	100%を維持
公立小中学校の耐震化率	約 100% (R1)	・	100%を維持
公立小中学校の空冷設備設置率	4.7% (R5)	・	43.8% (R6)
指定緊急避難場所及び指定避難場所の指定状況	43箇所 (R1)	・	43箇所 (R6)
福祉避難所の指定状況	1箇所 (R1)	・	3箇所 (R6)

《推進事業》

防災・安全交付金（住宅事業）
 空き家活用定住対策補助金
 学校施設環境改善交付金
 農業交流センター空調施設設備事業
 認定こども園空調施設整備事業

1-2 火山噴火・土砂災害による多数の死傷者の発生

(警戒避難体制の整備) **重点**

- 常時観測9火山のうち、噴火警戒レベルの運用、ハザードマップの作成配布、避難計画の策定等、一定の警戒体制が整備されている地域については、現状の警戒避難体制の更なる強化を図るとともに、それ以外の地域については、関係機関の連携の下、警戒避難体制の整備を進める。
- 土砂災害による被害の低減に向け、土砂災害防止法に基づく警戒区域の指定に必要な基礎調査の推進を図るとともに、関係自治体と連携し、土砂災害警戒区域等の指定の推進や土砂災害ハザードマップの作成を促進する。

(砂防設備等の整備) **重点**

- 噴火警戒レベルが運用されている5火山に対する「火山噴火緊急減災対策砂防計画」の策定を推進するとともに、関係機関の連携の下、同計画に基づく砂防対策を計画的に推進する。
- 土石流危険渓流や急傾斜地崩壊危険箇所など土砂災害の恐れのある箇所について、近年の災害発生状況や保全対象などを勘案し、砂防設備や急傾斜地崩壊防止施設等の整備を推進するとともに、老朽化施設の補修・更新や施設の維持管理を適切に実施する。

《指 標》

常時観測火山（9火山）のハザードマップの作成状況

8火山（H30） ・ 9火山（R6）

土砂災害警戒区域の指定に必要な基礎調査の実施数

13箇所のうち 0箇所（R1） ・ 11箇所（R6）

土砂災害から保全される人家戸数

15戸（H30） ・ 13戸（R6）

《推進事業》

土砂災害基礎調査【道】

治山事業【道】

1-3 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水

(洪水・内水ハザードマップの作成) **重点**

- 洪水ハザードマップ作成の基礎資料となる浸水想定区域図について、河川整備の進捗等に応じた見直しを適時に実施し、市町村に提供するなど、市町村の洪水ハザードマップの作成及びハザードマップに基づく防災訓練等の実施を促進する。
- 国の作成した「内水ハザードマップ作成の手引き(案)」や内水被害の発生状況等を踏まえ、市町村の内水ハザードマップの作成及びハザードマップに基づく防災訓練の実施を促進する。

(河川改修等の治水対策) **重点**

- 河道の掘削、築堤、放水路・遊水地の整備などの治水対策について、近年の浸水被害等を勘案した重点的な整備を推進する。
- 樋門・樋管、排水機場等の河川管理施設について、それぞれの必要な治水機能を確保するため、各施設の長寿命化計画等に基づき、施設の改良整備や老朽化施設の補修・更新を行うとともに、施設の維持管理を適切に実施する。
- 下水道浸水被害軽減のため、近年の内水による浸水被害状況等を勘案し、排水ポンプ場、雨水管渠、可搬式排水ポンプなどの計画的な整備を推進する。

《指 標》

洪水ハザードマップを作成した市町村の割合	97% (H30)・本町作成済
内水ハザードマップを作成した市町村の割合	75% (H25)・本町作成済

《推進事業》

防災・安全交付金(河川事業)【道】

1-4 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生

(暴風雪時における道路管理体制の強化) **重点**

- 暴風雪時において、通行規制等のリアルタイム情報を関係機関が迅速に共有し、住民等への情報伝達を円滑に実施するための体制強化を図るとともに、暴風雪時の対応に関し、平時からの意識啓発を推進する。
- 道路防災総点検を踏まえた要対策箇所について、防雪柵や雪崩予防柵などの対策工を重点的に実施するとともに、気象条件の変化により新たな対策が必要な箇所等の把握に努めるなど、計画的な施設整備を推進する。

(除雪体制の確保) **重点**

- 各道路管理者の管理水準に基づく適切な除排雪を推進するとともに、豪雪等の異常気象時に備え、道路管理者間の情報共有を図り、除雪車両や雪堆積場の迅速な貸付など相互支援体制を強化する。また、冬季における被害の拡大を防ぐため、緊急輸送道路や避難路の除雪を強化する。
- 将来的にも安定的な除雪体制の確保が図られるよう、除雪機械の計画的な更新、増強を図る。

《指 標》

道路防災総点検における防雪に関する道路の要対策箇所の対策率

道道 75% (H29)・90% (R6)

町道 該当なし

《推進事業》

社会資本整備総合交付金（道路除雪事業）

防災・安全交付金（除雪機械）

1-5 積雪寒冷を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大

(冬季も含めた帰宅困難者対策)

- 災害時における帰宅困難者対策として、多様な媒体を通じ、気象情報、道路の通行止めや交通機関の運休状況、一時避難場所等に関する情報を迅速に周知する体制を強化するとともに、民間企業との連携による帰宅困難者支援の取組を促進する。

(積雪寒冷を想定した避難所等の対策) **重点**

- 本町が設置する避難所等における冬季防寒対策として、毛布、発電機、ストーブなどの暖房器具の備蓄を促進する。

《指 標》

帰宅困難者等支援に関する企業との協定件数

0社0店舗 (R1) ・ 2社2店舗 (R6)

《推進事業》

地域づくり総合交付金

1-6 情報伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大

(関係機関の情報共有化) **重点**

- 災害情報に関する関係機関の情報共有と住民への迅速な情報提供を図るため、北海道防災情報システムの効果的な運用を図るとともに、道や市町村が設置する災害対策本部への連絡員の派遣など関係機関相互の連絡体制を強化する。
- 災害対策に必要な監視カメラ画像、雨量・水位、通行止め等に関する情報を関係機関がリアルタイムで共有する防災情報共有システムについて、一層の効果的な運用に向け、老朽機器の更新や未整備箇所への計画的な整備を推進する。
- 災害時における行政機関の通信回線を確保するため、道と市町村を結ぶ総合行政情報ネットワークの計画的な更新と本町における衛星携帯電話の整備を促進する。

(住民等への情報伝達体制の強化) 重点

- 災害時に住民が安全な避難行動をとれるよう、本町における各種災害に係る避難勧告等の発令基準を周知する。
- 住民等への災害情報の伝達に必要な市町村防災行政無線の整備を促進するとともに、公衆無線 LAN 機能を有する防災情報ステーションの整備、Lアラート（公共情報コモンズ）を活用したマスメディアによる迅速な情報提供など、多様な手段による災害情報の伝達体制を強化する。
- 国民保護法に基づく安否情報システムの有効活用も含め、災害時の安否情報を的確に収集し提供する体制を整備する。

(観光客、高齢者等の要配慮者対策) 重点

- 外国人を含む観光客に対する災害情報の伝達体制の強化、ホテルなどの観光関連施設におけるハード・ソフト両面からの防災対策など、災害時における観光客の安全確保に向けた取組を推進する。
- 災害時も含め外国人観光客等の移動の利便性を確保するため、道路案内標識の英語表記やピクトグラム表記を推進するとともに、観光地における案内表示等の多言語化を促進する。
- 要介護高齢者や障がい者など災害時の避難等に支援が必要な方々に対し、迅速で円滑な支援が可能となるよう、対象者の名簿の作成、避難誘導・支援に関する具体的な計画策定など、所要の対策を推進する。

(地域防災活動、防災教育の推進) 重点

- 「地域防災マスター制度」の効果的な活用による地域防災に関する実践活動のリーダーの養成、自主防災組織の結成促進、教育施設等を活用した地域コミュニティの活性化など、地域防災力の強化に向けた取組を推進する。
- 防災教育の推進に向け、各種教材の提供や多様な媒体を活用した情報発信を行うとともに、個人や企業、団体、大学、関係機関、NPOなどのノウハウ等を活かした連携・協働の促進を図るため、「ほっかいどう防災教育協働ネットワーク」への多様な主体の参画を促進する。
- 教育関係者や児童・生徒に対する防災意識の啓発、実践的な防災訓練の実施、体験型の防災教育など、学校における防災教育を推進する。

《指 標》

自主防災組織活動カバー率	36.4% (R1)・R6の全国平均値 (R6)
避難勧告等に係る具体的な発令基準の策定状況	
水害	本町策定済 (R1)・計画的に更新 (R6)
土砂災害	本町策定済 (R1)・計画的に更新 (R6)
防災訓練の実施状況	1回/年 (H25)・1回/年以上 (R6)

《推進事業》

北海道市町村振興協会設立周年記念特別支援事業

2. 救助・救急活動等の迅速な実施

2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

(物資供給等に係る連携体制の整備) **重点**

- 物資供給をはじめ医療、救助・救援、帰宅支援など災害時の応急対策を迅速かつ円滑に行うため、道、市町村、民間企業・団体等との間で締結している応援協定について、協定に基づく防災訓練など平時の活動を促進し、その実効性を確保するとともに、対象業務の拡大など協定内容の見直しを適宜実施する。
- 沿岸部と内陸部など地理的に離れた市町村間における「包括交流協定」の締結など、災害時の連携も含め市町村の自主的な地域間交流を深めるための取組を促進する。
- NPOやボランティアによる被災地支援活動の一層の充実に向け、行政とボランティア支援団体等との連携により、NPOやボランティアの受入体制の整備、防災に関する専門的なボランティアの育成等を促進する。
- 大規模災害時における救援物資の輸送や復旧活動等に関する拠点機能を担うことが期待される広域防災拠点について、大規模災害における被害想定などを踏まえ、施設の役割や設置場所、既存公有施設の活用など、そのあり方を多角的に検討する。

(非常用物資の備蓄促進) **重点**

- 大規模災害時において応急物資の供給・調達に係る広域的な対応を図るため、14の振興局ごとに備蓄整備方針を策定し、振興局地域内の備蓄・調達体制を強化するとともに、振興局を越えた広域での物資調達等の体制整備に取り組む。
- 支援制度の活用などを通じ、本町の非常用物資の備蓄体制の強化に向けた取組を促進する。
- 家庭や企業等における備蓄について、道及び本町による啓発活動を強化するなど、各当事者の自発的な備蓄の取組を促進する。

《指 標》

防災関係の協定件数（民間企業・団体、行政機関）	22件（R1）・27件（R6）
備蓄整備方針を策定した振興局数	9振興局（H30）・14振興局（R6）

《推進事業》

地域づくり総合交付金

2-2 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞

(防災訓練等による救助・救急体制の強化) **重点**

- 道内の関係機関で構成する北海道防災会議による防災総合訓練をはじめ各種防災訓練を通じ、消防、警察、自衛隊をはじめとする官民の防災関係機関の連携を強化し、救助・救急活動に係る災害対応の実効性を確保する。
- 航空機による迅速な救助・救急活動を行うため、災害時を想定した図上訓練や実働訓練を通じ、航空機運航に関する安全の確保、航空機を保有する関係機関の相互連携を強化する。
- 緊急消防援助隊や広域緊急援助隊など、専門部隊の災害対応能力の強化に向け、恒常的な訓練、組織間の合同訓練等の充実を図るとともに、訓練施設の整備も含め、効果的な訓練環境の整備に向けた取組を推進する。

(自衛隊体制の維持・拡充)

- 道内外における大規模自然災害において、救助・救援活動の中心として大きな役割が期待される本道の自衛隊について、道内各地に配備されている部隊、装備、人員の維持・拡充に向け、道や市町村など関係機関が連携した取組を推進する。

(救急活動等に要する情報基盤、資機材の整備)

- 防災関係機関の災害対応能力の強化に向け、消防救急無線のデジタル化は北見地区消防組合では整備済みであるが、警察無線中継所リンク回線の高度化、警察ヘリコプター等への映像伝送システムの搭載など情報基盤の整備を推進するとともに、警察、消防機関における災害用資機材等の更新・配備を計画的に行う。

《指 標》

北海道防災総合訓練の実施件数	年1回 (H29)・毎年実施
緊急消防援助隊登録数(北見地区消防組合)	10隊 (R1)・10隊を維持
消防救急無線デジタル化に着手している消防本部	
北見地区消防組合	整備済 (H25)・計画的に更新

《推進事業》

ドクターヘリ事業

北海道消防防災ヘリコプター共同運航関連事業【道】

消防自動車等更新整備事業

2-3 被災地における医療・福祉機能等の麻痺

※ 本町においては災害拠点病院となる施設がないため、網走管内（網走・北見・紋別）について記載する。

（被災時の医療支援体制の強化）**重点**

- 道内全ての災害拠点病院に設置されている DMAT（災害派遣医療チーム）の災害対応力の向上を図るため、関係機関との連携の下、具体的な災害を想定した実働訓練を効果的に実施する。
- 道内外での災害発生時に、被災地域の医療ニーズを集約し、医療支援チームの派遣や医薬品供給等の配分に係る調整機能の強化に向け、「救護班派遣等調整本部」の構成員相互による平時の連携等を推進する。
- 災害拠点病院における災害時の救命医療、重篤患者の受入などの機能を確保するため、自家発電設備や応急用医療資機材の整備、施設の耐震化を促進する。

（災害時における福祉的支援）

- 社会福祉施設等と道との協定に基づき、災害時に福祉避難所等に必要の人材を派遣する「北海道災害派遣ケアチーム」について、協定締結法人数の拡充など福祉的対応に係る人的支援を強化する。
- 施設関係団体と道との「災害時における社会福祉施設等の相互支援協定」に基づき、災害発生時に、自力避難の困難な高齢者や障がい者等が入所する社会福祉施設等の入所者の避難先確保や被災施設への人的・物的支援を円滑に実施できる体制の充実を図る。

（防疫対策）

- 災害時における感染症の発生や拡大を防ぐための消毒、駆除等を速やかに行う体制を整備するとともに、定期的な予防接種の実施や避難場所における汚水対策など、災害時の防疫対策を推進する。

- 平時における感染症対策として、保健所における検査・相談体制の充実を図る。

《指 標》

災害拠点病院における DMAT 保有率	100% (H30)・ 100%を維持
DMAT 実働訓練の実施回数	年 1 回 (H30)・ 年 1 回以上 (R6 以降)
通常時の 6 割程度の発電容量と 3 日分の燃料を備えた自家発電設備を設置している災害拠点病院の割合	100% (H30)・ 100%を維持
災害拠点病院における応急用医療資機材の整備率	100% (H30)・ 100%を維持
災害拠点病院及び救命救急センターの耐震化率	100% (H30)・ 100%を維持
予防接種法に基づく予防接種麻しん・風しんワクチンの接種率	98.6% (H30)・ 100% (毎年)

《推進事業》

予防接種事業
子ども予防保健事業

3. 行政機能の確保

3-1 町内外における行政機能の大幅な低下

(災害対策本部機能等の強化) **重点**

- 本町で規定している災害対策本部に係る運用事項(職員の参集範囲、本部の設置場所、庁舎被災時における代替場所など)について、定期的な実働訓練などを通じ、実施体制の検証、必要に応じた見直しを行う。併せて、本部機能の運用に必要な資機材の整備、職員の非常用備蓄を計画的に推進する。
- 本町における災害対策本部の機能強化に向け、地域防災計画の見直しや業務継続計画の策定、本部機能の維持に必要な資機材の整備を促進する。また、地域防災の中核的な存在として、災害時の消火活動や水防活動、住民の避難誘導や災害防御に重要な役割を担う消防団の機能強化を促進する。
- 災害時の防災拠点として災害対策本部機能の維持確保に不可欠な本町の庁舎、警察署、消防支署等、行政施設の耐震化を促進する。
- 北見地区消防組合訓子府支署については、耐震化を完了しているが、大規模災害時において防災拠点として確保するためにも、浸水区域外に移転することを検討・推進する。

(行政の業務継続体制の整備) **重点**

- 本町の業務継続計画の策定等を促進し、災害時における本町業務の継続体制を確保する。
- 災害時における行政情報システム機能の維持・継続を図るため、本町においては、「IT部門の業務継続計画(IT-BCP)」の策定など情報システムの機能維持のための取組を促進するとともに、計画策定後は、重要システムに係るサーバーのデータセンターへの移設や具体的災害を想定した訓練など、IT-BCPに沿った取組を計画的に進める。

(広域応援・受援体制の整備) **重点**

- 道内外の大規模災害における広域的な支援体制の強化に向け、全国町村会における応援協定の枠組みに沿って、道外自治体との広域応援・受援体制の構築を図る。

《指 標》

本町が所有管理する災害対策本部を設置する庁舎の耐震化率	100.0% (R1)・	100%を維持
消防本部及び消防支署の耐震化率	100.0% (R1)・	100%を維持
業務継続体制が整備されている	本町未整備 (R1)・	整備完了 (R6)

《推進事業》

消防団員安全装備品整備事業（消防団設備整備費補助金）
消防庁舎建設事業

4. ライフラインの確保

4-1 エネルギー供給の停止

(再生可能エネルギーの導入拡大) **重点**

- 本道における再生可能エネルギーの導入拡大に向け、エネルギーの地産地消、風力や大規模地熱発電等の大型プロジェクトの導入など、関連施策を総合的に推進する。

(電力基盤等の整備) **重点**

- 出力変動幅が大きい再生可能エネルギーの導入拡大とともに、大災害時等における道外との電力融通の確保に欠かせない北本連系設備の増強に向けた取組を推進する。
- 道内における電力基盤の増強に向け、現在、国と民間により進められている送電網整備や大型蓄電池導入に係る実証事業を促進するとともに、これらの実証事業の拡大なども視野に、更なる電力基盤の強化に向けた取組を推進する。
- 災害時も含めた電力の安定供給を確保するため、設備の耐災害性の向上に努めるとともに、電源の多様化、分散化を促進する。
- 災害時に自立分散型の電源として活用が可能であり、冬季には廃熱による暖房熱源としての機能を有するコージェネレーションシステムについて、防災上重要な施設等への導入とともに、都市部における施設間のネットワーク化を進める。

(石油燃料供給の確保)

- 石油供給関連事業者と本町の間で結ばれている協定に基づき、災害時の救助・救急・災害復旧活動等に必要な車両や施設、避難所等に石油燃料が安定的に確保されるよう、協定者間による平時からの情報共有や連携を促進する。

《指 標》

新エネルギー導入量

〔発電分野〕	設備容量	3,650kW (H30)	・	4,000kW (R6)
	発電電力量	10,470kWh (H30)	・	11,000kWh (R6)

《推進事業》

太陽光発電システム導入費補助金

畜産バイオマス地産地消緊急対策事業

4-2 食料の安定供給の停滞

(食料生産基盤の整備) **重点**

- 平時、災害時を問わず全国の食料供給基地として重要な役割を担う本道の農水産業が、いかなる事態においても安定した食料供給機能を維持できるよう、本町でも耐震化などの防災・減災対策を含め、農地や農業水利施設等の生産基盤の整備を着実に推進する。
- 厳しい環境にある本町の農水産業の生産力を確保するため、経営安定対策や担い手確保対策など、持続的な農水産業経営に資する取組を推進する。

(道産食料品の販路拡大)

- 大災害時における食料の安定供給に対応するためには、平時から十分な生産量を確保することが必要であることから、食クラスター活動など食の高付加価値化に向けた取組等を通じ、農水産物や加工食品の販路拡大を推進する。

(道産農産物の産地備蓄の推進) **重点**

- 雪氷冷熱等を活用した産地における農産物の長期貯蔵など、平時における農産物の安定供給に加え、大災害時においても農産物の円滑な供給に資する取組を推進する。

(生鮮食料品の流通体制の確保)

- 道内外の災害時における生鮮食料品の安定供給を確保するため、道内の卸売市場や卸売業者で構成する「道内卸売市場災害対応等ネットワーク推進会議」への関係事業者の参画促進を図るなど、卸売市場及び業者間の相互応援体制の強化を図る。

《指 標》

食料自給率（供給熱量ベース）	200%（H24）	・ 200%を維持
国が造成した基幹農業水利施設における機能保全計画策定割合	100%（R1）	・ 100%を維持

《推進事業》

農業農村整備事業

強い農業づくり事業

農業振興対策事業費補助金

農業技術対策事業費補助金

農業担い手育成事業補助金

農業後継者育成事業補助金

特産園芸作物作付維持事業費補助金

新規就農者等支援助成金

農業次世代人材投資事業

多面的機能支払事業

畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業

畜産担い手育成総合整備事業（再編整備事業）

畜産環境整備事業費補助金

畜産資質改善対策事業費補助金

草地植生改善推進事業費補助金

酪農実習生受入推進事業費補助金

乳牛検定事業推進費補助金

酪農ヘルパー事業推進費補助金

4－3 上下水道等の長期間にわたる機能停止

（水道施設等の防災対策）**重点**

- 災害時においても給水機能を確保するため、水道施設や管路の耐震化や老朽化対策等、計画的な整備などに加え、今後の水需要などを考慮した施設の更新や維持管理などを促進する。
- 災害時における水道施設の機能不全に備え、緊急時給水拠点の確保や応急給水体制の整備を進め、防災機能の強化を促進する。

(下水道施設等の防災対策) 重点

- 災害時における下水道機能を確保するため、施設や管路の耐震化を計画的に進め、下水道施設の老朽化による事故や機能不全を防止するため、定期的な点検を実施し老朽化対策を計画的に行う。
- 単独浄化槽から災害に強い合併処理浄化槽への転換を促進する。

《指 標》

上水道の基幹管路の耐震適合率 8% (H30)・総合計画に基づき整備 (R6)
地震対策上重要な下水管渠の地震対策実施率
0% (H30)・機能診断等の調査結果により耐震化を推進 (R6)
浄化槽のうち合併浄化槽の設置率 94% (H30)・4基/年 (R6)

《推進事業》

簡易水道等施設整備費国庫補助金事業 (基幹管路更新事業)
老朽管更新事業
農業集落排水事業 (農山漁村地域整備交付金事業 (農業集落排水事業))
個別排水処理施設整備事業

4-4 町外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止

(道路ネットワークの整備) 重点

- 道内外の災害時において、被災地への物資供給や人的支援を迅速に行うために不可欠な高規格幹線道路について、函館市、釧路市、北見市など道内主要都市間のミッシングリンクの早期解消に向けた取組を推進する。
- 災害時における広域交通の分断を回避するため、高規格幹線道路と中心市街地を連結するアクセス道路の整備をはじめ、地域高規格道路や緊急輸送道路、避難路等の整備を計画的に推進する。

(道路施設の防災対策等) 重点

- 道路防災総点検の結果を踏まえ、落石や岩石崩落など要対策箇所への対策工事を計画的に実施する。
- 橋梁の耐震化については、緊急輸送道路や避難路上にある橋梁への対策を優先するなど計画的な整備を推進する。また、橋梁をはじめと

した道路施設の老朽化対策について、施設ごとの長寿命化計画等に基づき計画的な施設の補修・更新を行うとともに、施設の適切な維持管理を実施する。

《指 標》

道路防災総点検における道路斜面等の要対策箇所の対策率（町道）	100%（H30）・ 100%を維持
道路橋の長寿命化修繕計画の策定率	100%（H30）・ 100%を維持
橋梁の予防保全率（町道）	4%（R1） ・ 20%（R6）
舗装修繕計画の策定率	100%（H30）・ 100%を維持

《推進事業》

道路メンテナンス補助事業
防災・安全交付金（道路）
町道舗装修繕事業

5. 経済活動の機能維持

5-1 サプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞

(リスク分散を重視した企業立地等の促進) **重点**

- 経済活動のリスク分散やサプライチェーンの複線化に資するため、首都圏等に所在する企業の本社機能や生産拠点の本町への移転、立地に向けた取組を促進する。
- 冷涼な気候や首都圏等との同時被災の可能性が少ないといった本町の優位性を活かし、データセンター等の本町への立地を促進する。

(企業の業務継続体制の強化)

- 大災害時における経済活動の継続を確保するため、関係機関や専門の知識を有する民間企業との連携により、中小企業等における業務継続計画の策定を促進する。

(被災企業等への金融支援)

- 災害に伴う経済環境の急変等により影響を受けた中小企業等の早期復旧と経営安定を図るための被災企業への金融支援とともに、中小企業等が実施する事前防災・減災のための取組に対する支援を推進する。

《指 標》

リスク分散による企業立地件数

0件/年度 (R1)・2件 (R6)

《推進事業》

企業立地促進費補助金

店舗出店等支援事業補助金

中小企業特別融資利子補給費補助金

5 - 2 町内外における物流機能等の大幅な低下

(陸路における流通拠点の機能強化)

- 広大な土地を有する北海道では、陸路における円滑な物資輸送を担う流通拠点の役割が重要であり、被災した場合の代替機能の確保も困難であるため、流通拠点の機能強化や耐災害性を高める取組を進める。

《推進事業》

国際物流拡大推進事業【道】

6. 二次災害の抑制

6-1 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

(森林の整備・保全) **重点**

- 大雨や地震等の災害時における土石・土砂の流出や表層崩壊などの山地被害を防止するため、造林、間伐等の森林整備や林道等の路網整備を計画的に推進する。
- エゾシカなど野生鳥獣による森林被害の防止対策を推進し、自然と共生した多様な森林づくりを進める。

(農地・農業水利施設等の保全管理)

- 農地が持つ保水効果や土壌流出の防止効果など国土保全機能を維持するため、地域コミュニティ等による農地・農業水利施設等の地域資源の適正な保全管理を推進する。

《指 標》

多様な樹種・林齢で構成された森林の造成面積

3,375ha (H29)・現状維持 (R6)

森林の蓄積(二酸化炭素貯蔵量)

98万m³ (H29)・現状維持 (R6)

町有林において多様な方法で更新する人工林の面積

836.8ha (H30)・現状維持 (R6)

《推進事業》

森林整備事業(造林・林道)

町有林管理事業

町有林整備事業

保安林管理事業

保安林整備事業

未来につなぐ森づくり推進事業費補助金

鳥獣被害防止総合対策事業

7. 迅速な復旧・復興等

7-1 災害廃棄物の処理の停滞による復旧・復興の大幅な遅れ

(災害廃棄物の処理体制の整備)

- 早期の復旧・復興の妨げとなる災害廃棄物を迅速に処理するため、北海道災害廃棄物処理計画について、国の計画との整合を図りながら、道が早期に策定するとともに、本町においても災害廃棄物処理計画の策定を促進するなど、広域的な視点からの廃棄物処理体制を整備する。

(地籍調査の実施)

- 発災後の迅速な復旧・復興を図るため、土地境界の把握に必要な地籍調査を推進する。

《指 標》

本町の災害廃棄物処理計画
地籍調査進捗率

未策定 (R1)・ 策定検討 (R6)
100% (R1)・ 100%を維持

《推進事業》

地籍管理事業

7-2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足

(災害対応に不可欠な建設業との連携)

- 災害発生時の人命救助に伴う障害物の除去、道路交通の確保、パトロールなどの応急対策を効果的に実施するため、専門的な技術を有し地域事情にも精通する建設業の効果的な活用を図るなど、災害時における行政機関と建設業との連携体制を強化する。
- 災害時の復旧・復興に加え、公共施設等の耐震化や老朽化対策、交通ネットワークの整備など平時における強靱化の推進に不可欠な建設業の振興に向け、若年者などの担い手の育成・確保や災害時に備えた業務継続計画の策定促進など、関係団体等と連携した取組を推進する。

(行政職員の活用促進)

- 災害時の復旧・復興等に関する業務を円滑に進めるため、国・道及び本町の行政職員の相互応援体制を強化する。

《推進事業》

第5章 計画の推進管理

1 計画の推進期間等

計画期間は社会情勢の変化や「国土強靱化基本計画」及び「北海道強靱化計画」と調和を図る必要があることから、本計画の推進期間は概ね5年（令和2年から令和6年まで）とする。

また、本計画は、訓子府町の他の分野別計画における国土強靱化に関する指針として位置づけるものであることから、国土強靱化に関連する分野別計画においては、それぞれの計画の見直し及び改定時期に併せ、所要の検討を行い、本計画との整合性を図っていく。

2 計画の推進方法

2-1 施策毎の推進管理

本計画に掲げる施策の実効性を確保するためには、明確な責任体制のもとで施策毎の推進管理を行うことが必要である。

このため、施策プログラムの推進に当たっては、庁内の所管部局を中心に、国や北海道等との連携を図りながら、個別の施策毎の進捗状況や目標の達成状況などを継続的に検証し、効果的な施策の推進につなげていく。

《 施策毎の推進管理に必要な事項 》

- ・当該施策に関する庁内の所管部局、国の関係府省庁、道の関係部局
- ・計画期間における施策推進の工程
- ・当該施策の進捗状況及び推進上の問題点
- ・当該年度における予算措置状況
- ・当該施策の推進に必要な国の施策等に関する提案・要望事項
- ・指標の達成状況 等

2-2 PDCAサイクルによる計画の着実な推進

計画の推進に当たっては、前項で示した各施策の進捗状況や目標の達成状況を踏まえ、施策プログラム全体の検証を行い、その結果を踏まえた予算化や国・道への政策提案を通じ、更なる施策推進につなげていくというPDCAサイクルを構築し、訓子府町強靱化のスパイラルアップを図っていく。